

横浜市記者発表資料

令和4年5月18日
教育委員会事務局
中央図書館企画運営課

市立図書館における不適切な経理事務について

1 概要

市立図書館において事務を担当していた職員が、委託契約において、本来であれば複数の事業者に見積書の作成を依頼すべき案件において、1事業者から別会社の見積書を受領する不適切な見積り徴収を行っていました。

2 当該職員

事務職員 平成30年度～令和2年度に在籍 (30代 男性)

3 内容

次の委託契約手続きについて、本来、1件100,000円以上の契約の場合には、複数の事業者から見積書を徴収しなければならないところ、1事業者から別事業者の見積書を受領していました。
(なお、令和4年1月1日以降、1件200,000円以上の契約の場合に取扱いが改正されています。)

見積徴収年度	件数	合計金額
平成30年度	1件	196,100円
令和元年度	2件	338,400円
令和2年度	3件	539,000円

4 判明の経緯

令和3年8月	当該職員の後任の職員から事業者に設備修繕に関する見積書の提出を依頼したところ、「他社分の見積書も持参する」「これまでそのようにしている」との発言があった。事業者には、本市では禁止されている行為であることを伝え、他社分の見積書については断った。
令和4年1～2月	経理事務の自己点検を実施。令和2年度中の契約で当該事業者と委託契約した案件があったため、不適切な見積り徴収の疑いとして報告。
令和4年3～4月	当該職員及び後任職員への聞き取りから、当該職員が在籍していた平成30年度から令和2年度の設備点検業務において、1事業者から別会社の見積書を受領する不適切な見積り徴収を行っていたことが判明。

5 原因

当該職員は、本件に該当する設備点検業務について、当該事業者が2社分の見積書をもつてくるので、これにより発注業務を進められる旨、口頭で引継ぎを受けていました。当該職員は、本行為が不適切であることは認識していましたが、手続に必要な書類が揃っている状況から、当該事業者以外からの見積り徴収を怠り、当該事業者から受け取った2社分の見積書により委託手続きを行いました。なお、当該職員が在籍していた図書館の館長は、書類が整っていたことから、不適切な経理事務に気づくことができず、当該委託契約を決裁しました。

裏面あり

6 再発防止策

- (1) 図書館長等の責任職から職員に対し、経理に関する各種規定等が定められている意義について、改めて啓発します。
- (2) 見積り徴収の依頼は、担当者だけでなく館長等責任職が把握できる形で行います。
- (3) 各館の担当者が集まる会議の場などで、経理事務に関する情報共有や必要な知識を習得する機会を設けます。

7 中央図書館長のコメント

教育委員会事務局内で不適切な経理事務が繰り返し発生し、再発防止を進める中で、このような案件が発生したことは、誠に遺憾であります。今後このようなことが起こらないよう、市立図書館全館が一丸となって、適正な事務処理の徹底と再発防止に取り組んでまいります。

※ 中央図書館長は、市立図書館 18 館をとりまとめる職務を担います。

お問合せ先

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長 小田川 紀可 Tel 045-262-7342